

# 指定下水道工事店指定申請手続き

## 《指定期間》

指定有効期間は、国立市指定下水道工事店として指定を受けた日から4年を経過した日の属する年度の最終日とする。（国立市下水道条例第6条の2第3項）

## 《申請に必要な書類》

国立市指定下水道工事店指定申請書（第1号様式）とそれに記載されている添付書類は下記のとおりです。

- ・個人及び法人の代表者の住民票記載事項証明書（住民票）、履歴書、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを証する書類（身分証明書）
- ・商業登記簿謄本【法人の場合】
- ・店舗の平面図及び写真並びに付近見取図（最寄り駅から店舗までの見取図を含む）
- ・専属する責任技術者の名簿及び当該責任技術者に係る雇用関係を証する書類
- ・工事施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- ・他の下水道管理者から指定下水道工事店として指定を受けている場合は、当該下水道管理者が発行した指定下水道工事店を証する書類の写し（※複数枚お持ちの方は、営業所がある市町村又は東京都等の主要な1市町村（都）のみご提出下さい。）
- ・営業所の建物登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し
- ・その他市長が認めた書類（なければ不要です。）

## 《手数料》

指定下水道工事店の指定の申請	1件	10,000円
指定下水道工事店の指定の有効期限の更新の申請	1件	5,000円
指定下水道工事店の指定証の再交付の申請	1件	5,000円
指定下水道工事店の証明書の交付の申請	1件	2,000円



## 国立市指定下水道工事店指定申請書

個人の方及び法人で作成されていない場合は、押印不要です。  
※なお、左記を署名（自己で手書き）の方は押印不要です。

国立市長 殿

申	ふりがな	〇〇がいしゃ 〇〇せつび	社	
	店舗の名称	〇〇会社 〇〇設備	印	
請	ふりがな	くにたち たろう	代表者印	
	代表者氏名	国立 太郎		
	代表者住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都国立市富士見台〇-〇〇-〇 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		
者	ふりがな	とっきょうと くにたちし ふじみだい		
	営業所所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都国立市富士見台〇-〇〇-〇 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		

## 【添付書類】

- 個人の場合は、住民票記載事項証明書に該当しないことを証する書類
- 法人の場合は、商業登記簿謄本及び代表者に関する前項に定める書類
- 店舗の平面図及び写真並びに付近見取図(最寄り駅から店舗までの見取図も含む。)
- 専属する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類
- 工事施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- 他の下水道管理者が発行する指定下水道工事店証の写し
- 営業所の建物登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し
- その他市長が必要と認めた書類

法人の方：代表者印（会社実印）を押印下さい。  
個人の方：個人の実印を押印下さい。  
※なお、左記を署名（自己で手書き）の方は押印不要です。

この欄は、記入しないでください。

指定番号

第

号

指定期間

記入しないで下さい

年

月

日

～

年

月

日

# 専属責任技術者名簿

勤務先住所\_\_\_\_\_

名 称\_\_\_\_\_

No.	氏 名	住 所	責任技術 資格者証番号	有効期限
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

